

政令第 号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第二項第二号、第四条第二項及び第七項、第五条第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「書面」を「書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十九条において同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）」に改める。

第七条第一項第二号中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改める。

第八条第一号及び第十条第一項第二号中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十一条第三項中「書面」を「書面の交付」に改める。

第十二条第一項第二号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同項第三号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十四条第一項第二号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同項第三号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十五条中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改める。

第十六条第二号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同条第三号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十九条中「質問票を交付し」を「質問票の交付（当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）をし」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「及び同意」を削り、「書面」を「法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載した書面の交付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条第三項の規定による同意は、その旨を記載した書面の交付により行うものとする。

附 則

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表  
 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（通知の方法）</p> <p>第五条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十一条第三項において同じ。）を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十九条において同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>（通知の方法）</p> <p>第五条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十一条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第七条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p>

<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有効期間の延長に伴う措置)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(指定の解除に伴う措置)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政機関の長による特定秘密の保護措置)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項を記載し</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有効期間の延長に伴う措置)</p> <p>第八条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(指定の解除に伴う措置)</p> <p>第十条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政機関の長による特定秘密の保護措置)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項を記載し</p>
---	--

た書面の交付により行うものとする。

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)

イ (略)

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。

- (1)・(2) (略)

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

四 (略)

イ (略)

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

2 (略)

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十四条 (略)

た書面により行うものとする。

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第十二条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下この項及び第十九条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ (略)

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

- (1)・(2) (略)

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ (略)

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 (略)

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十四条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - イ (略)
  - ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。
  - (1)・(2) (略)
  - 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
  - 四 (略)
  - イ (略)
  - ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
  - 五 (略)
  - 2 (略)
- (提供の際の通知)
- 第十五条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。

- 次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十一条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。
- 一 (略)
  - 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
  - イ (略)
  - ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
  - (1)・(2) (略)
  - 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。
  - 四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置
  - イ (略)
  - ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。
  - 五 (略)
  - 2 (略)
- (提供の際の通知)
- 第十五条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)  
 第十六条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。

(1)・(2) (略)

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

四 (略)

イ (略)

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

(適性評価の実施の方法)

第十九条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票の交付(当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十六条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十一条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ (略)

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1)・(2) (略)

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ (略)

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(適性評価の実施の方法)

第十九条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項(



<p>記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)をし、これらの事項についての記載又は記録を求めらるるほか、運用基準で定めるところにより、同項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の調査を行うものとする。</p> <p>(評価対象者に対する告知等)</p> <p>第二十条 法第十二条第三項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による告知は、法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載した書面の交付により行うものとする。</p> <p>2 法第十二条第三項の規定による同意は、その旨を記載した書面の交付により行うものとする。</p>	<p>法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の調査を行うものとする。</p> <p>(評価対象者に対する告知等)</p> <p>第二十条 法第十二条第三項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>
---	--